

港湾関連民間技術の確認 審査・評価事業（ECPAT）

申込案内



一般財団法人 沿岸技術研究センター

港湾関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内

一般財団法人沿岸技術研究センターでは、民間事業者の方々が開発された技術（港湾、航路、海岸等の開発、利用に資する技術）を評価する港湾関連民間技術の確認審査・評価事業「エクパット：ECPAT（Examination and Certification of Private sector's Advanced coastal Technology）（以下「ECPAT」を併記）」を行っています。この事業は、申請いただいた技術をそれぞれの分野の専門家で構成される委員会で客観的・中立的な立場から内容を確認し、評価させていただくものです。

当センターとしては、こうした第三者機関の審査・評価過程を経ることにより、皆様が開発された技術の内容と開発過程で行われた性能試験結果に関する客観性が高まり、具体的な事業に適用されやすい環境が整うことを期待いたしております。

この申込案内は、「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業（ECPAT）」の手続きについてのご説明資料として作成したものです。

民間技術開発の重要性が高まるなか、この事業が、新しい様々な港湾関連民間技術の活用・普及と開発が進む正の循環の一助となることを念願してやみません。

令和7年4月

一般財団法人 沿岸技術研究センター

目次

巻頭

港湾関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内

申込案内

1. 評価対象技術	1
1.1 評価の対象	1
1.2 対象技術の例示	1
1.3 評価依頼の区分	1
1.3.1 新規評価	1
1.3.2 部分変更	1
1.3.3 更新	1
1.4 評価依頼の前提条件	2
2. 確認審査・評価の流れ	3
2.1 事前打ち合わせ	3
2.2 依頼受付と受付審査会	3
2.3 委員会による評価	3
2.4 評価証の交付	3
2.5 審査・評価の流れ	4
2.5.1 フロー図	4
2.5.2 委員会等の時期	4
3. 依頼方法	5
4. 提出書類	6
4.1 必要書類	6
4.2 作成要領	6
5. 申込料および評価費用	7
5.1 申込料	7
5.2 支払方法	7

申込案内

1. 評価対象技術

1.1 評価の対象

港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であって、民間企業が開発した下記の技術を対象とします。

- (1)工法、新構造、新材料など港湾整備関連の基盤的な技術
- (2)環境、リサイクル、景観に関する技術
- (3)港湾関連施設を適切に維持していくための技術
- (4)情報、通信、防災、危機管理等に関する技術

1.2 対象技術の例示

- (1)リサイクル材料の実用化技術
- (2)液状化対策技術
- (3)地盤改良技術
- (4)構造部材の標準化・量産化技術
- (5)非破壊診断システム及び補強技術
- (6)免振・制振技術
- (7)施工管理技術（出来型計測装置など）
- (8)施工省力化技術（水中無人化施工機械など）
- (9)脱炭素化技術（低炭素材料、藻場造成技術など）等

1.3 評価依頼の区分

1.3.1 新規評価

新たに港湾関連民間技術評価の確認審査・評価における評価を依頼するもの。

1.3.2 部分変更

すでに港湾関連民間技術評価の確認審査・評価において評価を終えている技術で、開発目標の変更・追加、規格の追加や仕様変更などにより、評価内容の変更が必要となるもの。

1.3.3 更新

すでに港湾関連民間技術評価の確認審査・評価において評価を終えている技術で、5 年毎の評価更新を望むもの。

1.4 評価依頼の前提条件

評価依頼を依頼する技術(以下 評価依頼技術)及び依頼者は、以下の各号をすべて満たしていることとします。

- (1) 違法性がないこと。
- (2) 依頼技術に係わる工業所有権等の権利侵害等がないこと。
- (3) 依頼技術の内容に虚偽がないこと。
- (4) 依頼者の他に依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること。
- (5) 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること。
- (6) 依頼技術の内容に係わる全てについて開示できるものであること。
- (7) 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
- (8) 技術内容の審査のため、必要に応じ、評価委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できること。
- (9) 依頼者は依頼技術の評価結果に係わる、当センターの普及活動に同意できること。
- (10) 技術内容を説明する書類および説明は、全て日本語で対応がなされること。
- (11) その他審査評価等について、本実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属するものであること。

2. 確認審査・評価の流れ

2.1 事前打ち合わせ

申込に先立ち、3 依頼方法に記載の依頼窓口へ連絡し、あらかじめ沿岸技術研究センターと港湾関連民間技術評価の確認審査・評価の対象となる技術であるかの確認を行っていただきます。

また、4 提出書類の作成について打合せを行います。

2.2 依頼受付と受付審査会

受付締切までに、4.1 必要書類に示す書類を、事務局へ提出していただきます。

沿岸技術研究センターは受付審査会を開催し、書類内容および 1.4 評価依頼の前提条件の適否を審査します。

適となった依頼技術は委員会にて評価を行います。

2.3 委員会による評価

半期ごとに合計 3 回の委員会を開催します。依頼者提出資料に基づき、国等が定める技術指針等を参考に、評価を依頼された港湾関連技術の内容、開発の主旨および開発目標に応じて性能の確認を主眼として、委員会で依頼技術进行评估します。

なお、評価の過程において依頼された技術の内容等について依頼者に資料の追加提出、委員会での説明、追加実験などを求める場合があります。

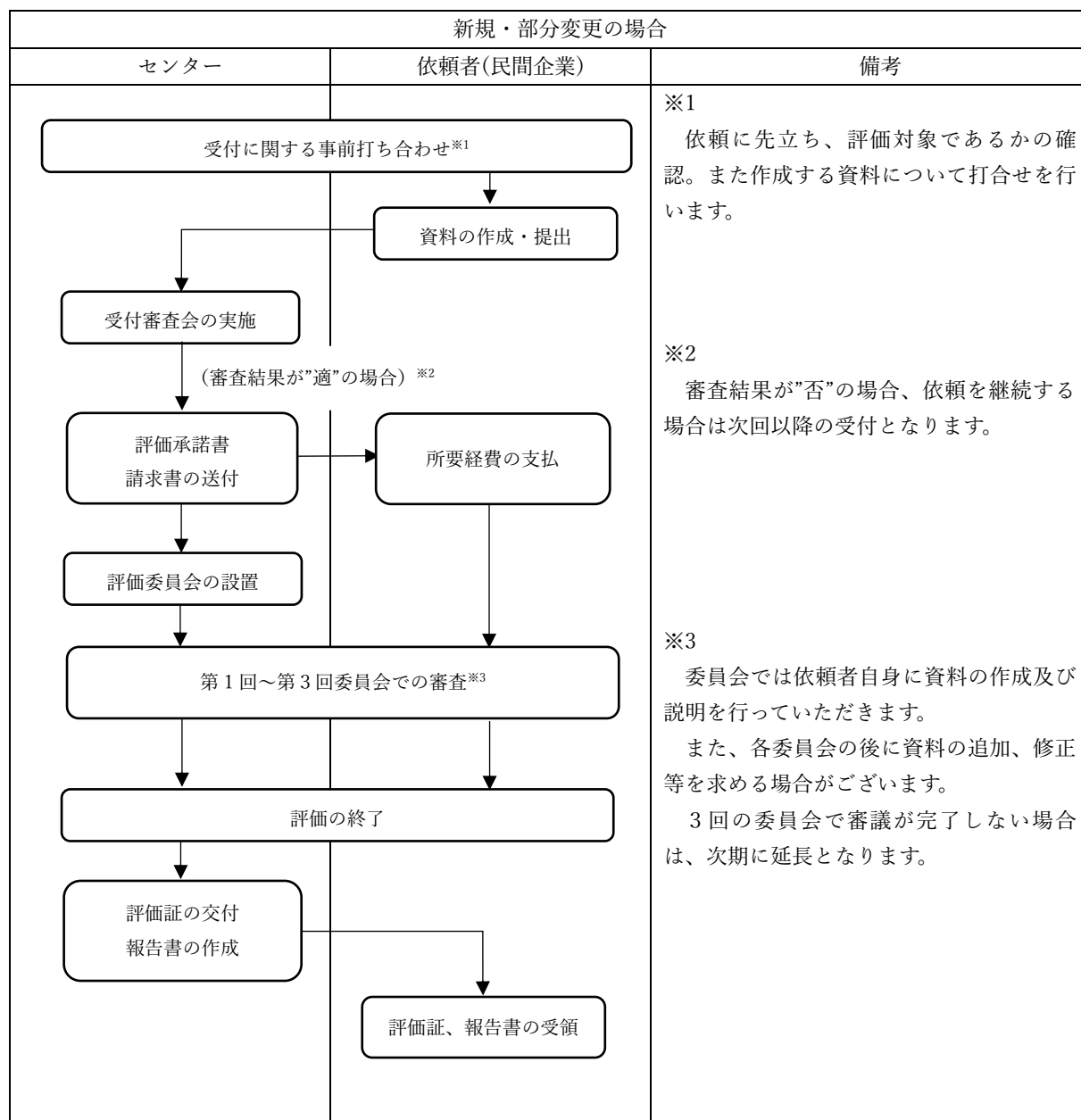
2.4 評価証の交付

委員会にて評価された技術は、沿岸技術研究センターから評価証を発行し交付いたします。

また、依頼者より提出された依頼者提出資料 A～D および沿岸技術研究センターが委員会による評価内容を取りまとめた報告書を製本し、地方整備局など関係各所へ配布いたします。

2.5 審査・評価の流れ

2.5.1 フロー図



2.5.2 委員会等の時期

	受付締切	受付審査会	第1回委員会	第2回委員会	第3回委員会	交付式
上期	3月末日	4月初旬	5月～6月	6月～7月	8月～9月	11月ごろ
下期	9月末日	10月初旬	11月～12月	12月～1月	2月～3月	5月ごろ

※開催時期については、状況により前後いたします。

※委員会日程はセンターの都合により決定させていただきます。

3. 依頼方法

本申込案内に基づく応募に必要な資料は、下記の事務局までご連絡のうえ送付してください。

依頼窓口

一般財団法人沿岸技術研究センター 企画部

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2 新橋エス・ワイビル 5F

Tel:03-6257-3702 Fax:03-6257-3707

e-mail: minkanhyouka@cdit.or.jp

依頼期間

上期受付締切 3 月末日

下期受付締切 9 月末日

評価証交付時期

上期 11 月ごろ

下期 5 月ごろ

依頼に必要な書類

4.1 必要書類を参照

案内図



- 内幸町駅（都営地下鉄三田線）A3 出口より 徒歩 1 分
- 虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）1,9,10 番出口より 徒歩 6 分
- 新橋駅（JR／東京メトロ銀座）銀座口より 徒歩 5 分

4. 提出書類

4.1 必要書類

書類	事前打合せ用 (対面もしくは Web)	受付審査用	評価用
(1) 依頼書(様式 1～3、別紙) (新規・部分変更・更新)	—	原本 1 部(押印) および PDF	—
(2) 承諾書(様式 4) (共同研究者がいる場合)	—	原本 1 部(押印) および PDF	—
(3) 会社概要の記載資料	印刷物 2 部 もしくは PDF	PDF	—
(4) 受付け審査基準確認書	Word	Word	—
(5) 依頼者提出資料 (A,B,C,D)	印刷物 2 部 もしくは PDF	PDF および Word	PDF および Word
(6) マニュアル等 (依頼者提出資料に準ずる 内容が記載の場合は不要)	印刷物 2 部 もしくは PDF	PDF および Word	PDF および Word
(7) 説明資料 (委員会毎に作成していただきます。)	—	—	PDF および PPT

注) 資料の部数は技術内容および事前打合せの結果により異なる場合があります。

注) Word は Microsoft Word97 以降(for Windows)

4.2 作成要領

依頼書	様式 1～3 及び別紙より作成してください。
会社概要	会社概要（過去に評価証交付実績のある企業は不要）
受付け審査基準確認書	記載例を参照
依頼者提出資料	記載例を参照
施工マニュアル	施工(使用)方法、器具の取扱説明、管理体制、検査方法の詳細及び取扱注意事項、安全対策、故障・不良等が生じた際の対応について記載したもの
プレゼン資料	委員会時に説明していただくため、パワーポイント等で作成した資料 第 1 回：評価依頼技術の概要、開発目標と確認方法、確認結果 第 2 回以降：前回評価委員会時の指摘事項に対する回答

5. 申込料および評価費用

5.1 申込料および評価費用

所要経費は1件当たり次の額とします。

(1) 申込料(新規、部分変更、更新に共通してかかる事務手数料)

11 万円(税抜金額 10 万円、消費税 1 万円)

(2) 新規評価費用(新規評価を希望する場合)

330 万円(税抜金額 300 万円、消費税 30 万円)

(3) 部分変更費用(すでに評価された技術で、部分変更を希望する場合)

165 万円(税抜金額 150 万円、消費税 15 万円)

(4) 更新費用(5 年毎)(すでに評価された技術で、継続して評価証交付を希望する場合)

77 万円(税抜金額 70 万円、消費税 7 万円)

[注1] 所要経費には、確認試験費用は含まれておりません。

確認試験、現場調査等を実施する場合は、原則として経費を別途請求いたします。

[注2] 類似の技術について、同一の依頼者が複数の申込をする場合には、1 件当たりにつき評価費用を減額することがあります。

[注3] 評価の期間中に依頼者が評価依頼を取り下げた場合、または評価委員会において評価を依頼する技術が開発の趣旨、目標に達していないと認められた場合は、評価を中止し、その間の経費は実費精算といたします。

5.2 支払方法

受付審査会終了後、沿岸技術研究センターより請求書を発行します。請求書の記載に基づいてお支払い下さい。なお、評価費用等は上記(2)～(4)のうち、依頼者が申込みをした区分に対応した金額となります。